

「ひとり暮らし高齢寡婦」の 福祉医療費助成制度の対象者の みなさまへ

平成30年8月1日から 「ひとり暮らし高齢寡婦」の 自己負担限度額が変わります。

■ 県内医療機関で「限度額適用認定証」、「高齢受給者証」、「限度額適用・標準負担額減額認定証」（以下「限度額適用認定証等」という。）を提示されたとき、窓口での自己負担額の上限額が表のとおり変わります。

<ひとり暮らし高齢寡婦の自己負担額>

区 分	改正前（平成30年7月まで）		改正後（平成30年8月から）	
	外 来 （個人ごと）	入院+外来 （世帯ごと）	外 来 （個人ごと）	入院+外来 （世帯ごと）
一 般	14,000円 （年間14.4万円上限）	57,600円 <多数回該当44,400円>	18,000円 （年間14.4万円上限）	57,600円 <多数回該当44,400円>
低所得Ⅱ （※1）	8,000円	24,600円	8,000円	24,600円

（※1）低所得者Ⅱとは、助成対象者本人が市町村民税非課税の世帯に属する人を言います。

■ 「限度額適用認定証等」の提示がない場合は、一旦窓口で自己負担額をお支払いいただく必要があります。その際、同じ月に支払った自己負担額が上記の限度額を超えたときは、お住まいの市町役場に申請していただくと、後日、自己負担限度額を超えた分を市町から償還払いで受けていただくことができます。

なお、窓口でお支払いいただく自己負担額の負担割合に変更はありません。

- ・

白色

 の福祉医療費受給券をお持ちの方・・・1割分
- ・

うすだいたい色

 の福祉医療費受給券をお持ちの方・・・2割分